

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項及び第三項、第九条の三第九項（同法第九条の三の二第二項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第九条の三第二項並びに第九条の三の三第二項（同条第三項において読み替えて準用する同法第九条の三第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号口中「、第三号へ及び第四号イ」を「及び第三号へ」に改める。

第四条第一号中「受託業務」の下に「（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）」を加え、同条第三号中「自ら」の下に「又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して」を加え、同条第九号イ(2)中「受託者」の下に「（非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあつては、当該受託者及び当該処分又は再生

を委託しようとする者）」を加える。

第四条の三第二号中「受託者」の下に「（非常災害時において当該受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合における当該委託に係る特別管理一般廃棄物にあつては、当該委託をしようとする者）」を加え、同条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は受託者が受託業務を委託した者が前二号に定める基準に適合しなくなつたとき」を加える。

第五条の六の見出しを「（法第九条の三第二項等の政令で定める事項）」に改め、同条中「の政令」を「（同条第九項（法第九条の三の二第二項の規定により読み替えて適用する場合及び法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。第一号において同じ。）の政令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第九条の三の三第二項等の政令で定める事項）

第五条の六の二 法第九条の三の三第二項前段（同条第三項において読み替えて準用する法第九条の三第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第九条の三の三第二項（同条第三項において読み替えて準用する法第九条の三第九項において読み

替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の

二 法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間

三 その他法第九条の三の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつて必要な事項

2 法第九条の三の三第二項後段の政令で定める事項は、一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限とする。

附則第四条を削る。

附則第五条中「（平成十五年法律第四十四号）」を削り、同条を附則第四条とする。

附 則

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行の日から施行する。

理 由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に係る縦覧等に関して条例で定める事項について定めるとともに、非常災害により生じた一般廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るため、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準を定める等の必要があるからである。